

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領

1 目的

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、建設工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物については、その発生の抑制、再使用、再資源化等を行い、資源の有効な利用に努めなければならない。

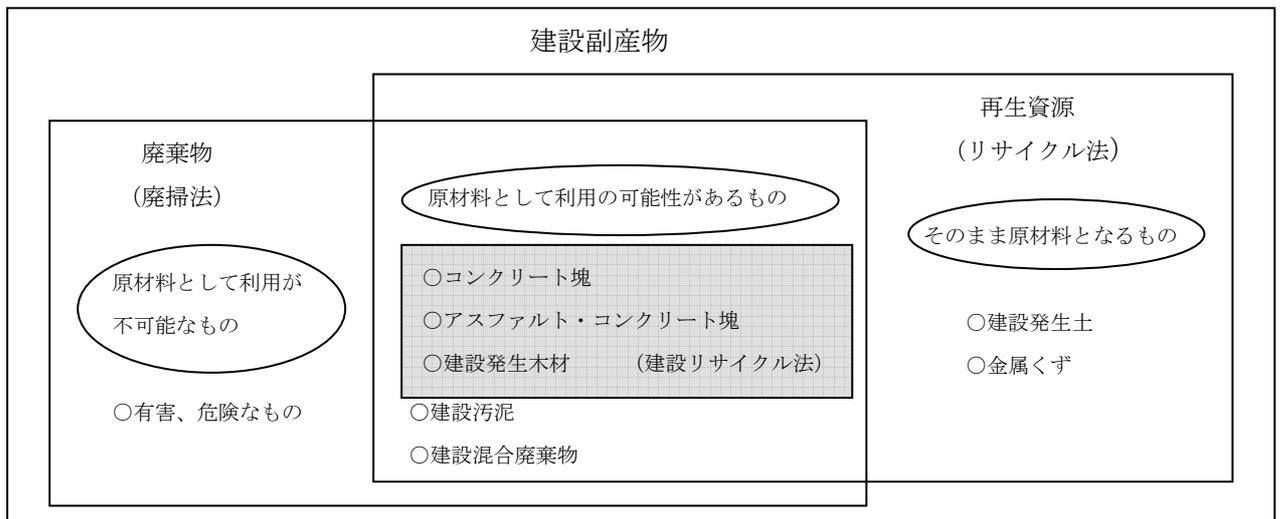
このため、公共工事に伴って発生する建設副産物の再使用、再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進などを図る目的で「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」を定める。

2 定義

用語の定義は次による。

- ・建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。
- ・再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- ・再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。
- ・再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- ・指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。
- ・建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- ・特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。
- ・土質改良プラント：建設発生土の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設発生土を受入れ、改良・販売する事業を行うもの。
- ・再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



3 建設副産物の利用（再資源化）の促進

建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。

(1) 対象副産物及び対象工事

本実施要領は、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の指定副産物を対象とし、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する全ての公共工事を対象とするものとする。

(2) 土砂

ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。

イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。

ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）及び土質改良プラントの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。

ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。

なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。

エ 用地交渉条件により、当該工事に隣接する土地へ建設発生土の搬出を行うもので、搬出先の土地における使用目的の変更を伴わない軽易なものについては、ア、イ又はウによらず各総合事務所長、西部県土整備局日野振興センター長及び各県土整備事務所長が判断し搬出を行うこととする。

オ ア、イ、ウ又はエによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。

カ ア、イ又はエにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙 1 参照）

(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。

(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しに困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。

(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。

(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。

(3) コンクリート塊

- ア コンクリート雑割材として当該工事現場内の詰石材、路体盛土材又は埋戻材として利用する。
なお、路体盛土材又は埋戻材に使用するコンクリート雑割材は、コンクリート塊を破碎処理等により一定の性状基準（最大粒径 30cm 以下、鉄筋等の不純物を含まない）に合致させたものとし、混入率（重量比）は 30%以下の範囲とする。
- イ アにより利用できないコンクリート雑割材については、当該工事現場から 40km の範囲内に詰石材、路体盛土材及び埋戻材として利用することができる他の公共工事があり、受入時期、規格等の調整が可能な場合は、その現場へ提供し利用する。
この場合、コンクリート雑割材の提供を受ける工事の請負者が、当該工事現場から当該資材を利用する現場へ運搬するものとする。
- ウ ア又はイにより利用できないコンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。
- エ ア又はイにより利用できる場合であっても、鳥取県作業道実施基準（平成 18 年 5 月 15 日付第 200600001884 号農林水産部長通知。以下「基準」という。）に基づき、鳥取式作業道（基準第 1 章 4 の（1）に規定する鳥取式作業道をいう。）を整備するために、各総合事務所農林局林業振興課から公共物の廃材を有効利用したい旨の申し出があった場合は、基準第 7 章 1 に規定する性状基準に合致したコンクリート塊を無償で提供できるものとする。
この場合、コンクリート塊を利用する者が、当該工事現場から運搬し利用する。
- オ アからエまでのいずれかによりコンクリート雑割材又はコンクリート塊を利用し、又は搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

(4) アスファルト・コンクリート塊

- ア 当該工事現場から 40km の範囲内にアスファルト・コンクリート切削殻を利用することができる他の公共工事があり、受入時期等の調整が可能な場合は、その現場へ提供し利用する。
この場合、提供できるアスファルト・コンクリート切削殻は、一定の性状基準（最大粒径 40mm 以下）に合致するものとし、当該資材の提供を受ける工事の請負者が、当該工事現場から当該資材を利用する現場へ運搬し利用するものとする。
- イ アにより利用できないアスファルト・コンクリート塊については、当該工事現場から 40km の範囲内に再生アスファルト合材又は合材用骨材を製造する再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。
- ウ アにより利用し、又はイにより搬出することができないアスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。
- エ アからウまでのいずれかによりアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

(5) 建設発生木材

- ア 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、木材市場等に売却する。この場合においては、原則として 2 社以上から見積もり等を徴収し、運搬費も含めた経費が最も経済的となる木材市場等に売却すること。搬出後、確定した売却費（木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額）を工事請負費に反映し変更契約する。
ただし、運搬費も含めた経費が、バイオマス発電燃料加工施設又は再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該施設へ搬出する。
- イ アにより搬出できない木材については、バイオマス発電燃料加工施設に売却する。この場合においては、最新の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づき伐採・運搬を行う者又は立木の所有者自らが由来の証明書（別紙 2）を作成し、バイオマス発電燃料加工施設に交付することとする。なお、伐採・運搬を行う者が由来の証明書を作成する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体であることが求められる。

ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

ウ ア又はイにより搬出することができない建設発生木材については、当該工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

エ ア、イ又はウにより搬出することができない建設発生木材については、中間処理施設（焼却施設）へ搬出し、減量化する。

ただし、当該中間処理施設へ搬出する経費より、当該工事現場から 50km の範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

オ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材について、第三者から譲り受けたいと申し出があった場合は、ア、イ、ウ又はエにより搬出することができる場合であっても、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却する。（別紙 1 参照）

(ア) 予定価格は、1 円以上とする。ただし、処分を前提として取得した立木を伐採した木材のうち木材市場等で取り扱っているものについては、木材市場等で売却した場合の売却費から当該工事現場から木材市場等までの運搬費を差し引いた額以上とする。

(イ) 伐採木は、当該工事現場で引き渡す。

(ウ) 工事請負者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設等への搬出する経費を減額し、変更契約する。

カ ウ又はエにより建設発生木材を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

4 再生資材等の使用の促進

「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用する。

(1) 使用再生資材

ア 再生クラッシャーラン (R c)

- ・ R c c (コンクリート塊が全体重量比で 50%以上含まれた砕石)
- ・ R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で 15%以上含まれた砕石)
- ・ R c x (R c c、R c a 以外の再生クラッシャーラン)

イ 再生粒度調整砕石 (R m)

ウ 再生砂

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ コンクリート雑割材

カ 再生土

なお、「R c」とは、再生材（コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、熔融スラグ等）が全体重量比で 15%以上含まれた砕石である。

(2) 再生資材の使用の方針

原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

ア 再生クラッシャーラン

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則とし

て次の用途に使用する。

- ・構造物の基礎材、裏込材、路盤材等

(ア)河川護岸の裏込材については、アスファルト・コンクリート塊を含んだ再生砕石を使用しないものとする。

(イ)鳥取県溶融スラグ使用基準（平成 19 年 1 月 30 日付第 200600158198 号県土整備部長通知）に基づく溶融スラグ混合砕石の使用については、別途通知による。

イ 再生粒度調整砕石

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、供給状況を確認の上、原則として次の用途に使用する。

- ・上層路盤材

ウ 再生砂

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・遮断層、埋戻材、置換砂

(ア) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

エ 再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物とは再生骨材が全体重量比で 20%以上含まれた混合物をいう。

全ての公共工事において、工事現場から 40km 又は運搬時間が 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。

- ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理
- ・簡易舗装の表層
- ・歩道、園路、駐車場等の表層
- ・仮設道路等の表層

なお、アスファルト混合物の使用区分は、「アスファルト混合物の使用区分について（平成 15 年 3 月 26 日付道第 1187 号県土整備部長通知）」によることとし、各用途における再生骨材混入率は上限を設けないものとする。

オ コンクリート雑割材

全ての公共事業において、次の用途に使用する。

- ・詰石材（蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等）
- ・基礎、裏込栗石材
- ・路体盛土材又は埋戻材

カ 再生土

全ての公共事業において、工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・盛土材、埋戻材、堤体、路床、路体

(ア) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

(3) 設計図書における指定

建設副産物の利用を促進するため、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等については、設計図書に下記項目を明示することとする。

ア 再生資材

- ・資材名
- ・規格

イ 指定副産物（現場説明書）

- ・受け入れ場所
- ・受け入れ時間
- ・受け入れ費用
- ・搬出調書等の提出
- ・仮置き等の条件

(4) 積算上の扱い

ア 再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は「鳥取県県土整備部設計単価決定要領」に基づき決定する。

イ 再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上する。

ウ 歩掛については、新材と同等の扱いとする。

エ 再生粒度調整砕石については、県内の製造施設が限定されており、県内全域において安定した供給が見込めないことから、発注時点は、新材を計上する。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について発注者と協議の上、使用を認め変更契約する。

オ 産業廃棄物（建設廃棄物）が発生する工事においては、最終処分場に搬出する建設廃棄物について、産業廃棄物の処理に係る税（以下「産廃税」という。）が課税される場合があるので、課税対象を確認の上、別に定める積算上の取扱いにより設計に産廃税相当額を計上する。

(5) 設計変更

工事発注後、流用先の工事現場あるいは再資源化施設の事情により搬出先等を変更したこと、再生材が必要量確保できなくなったこと等やむを得ない事情により新材等を使用することとなった場合は、受発注者で協議の上、変更契約する。

5 施工計画における取扱い

資源有効利用促進法第 18 条関係省令第 7 条第 1 項及び同法第 10 条関係省令第 8 条第 1 項に定める規模以上の場合、受注者は、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書（別紙 3）を作成し、施工計画書に添付するとともに、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

また、建設廃棄物の搬出が予定される場合、受注者は、建設廃棄物処理計画書（別紙 4）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。

附 則

この実施要領は、平成 14 年 6 月 25 日から施行し、平成 14 年 7 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成 15 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 1 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日以降起工する工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 3 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日以降起工する工事から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 3 年 3 月 12 日から施行し、同年 4 月 1 日以降調達公告する工事から適用する。

附 則

この改正は、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 12 月 27 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。